

令和 6 年 12 月 2 日

令和 7 年度 大阪府立学校スクールソーシャルワーカー新規採用選考受験案内

大阪府教育庁

大阪府立学校に配置するスクールソーシャルワーカーを募集します。

本採用は、令和 7 年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、大阪府の予算の成立をみなければ、採用を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっても、府ではその損害につて一切負担をしません。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者(令和 7 年 3 月末までの取得見込みを含む)
- (2) 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由(参考)に該当しない者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- (4) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、配置された大阪府立学校で概ね次の業務を行います。

- (1) 児童生徒等や保護者に対する相談援助
- (2) 教職員へのコンサルテーションおよび研修の実施
- (3) 学校内のチーム支援体制の構築に向けたケースマネジメント
- (4) 関係機関とのネットワーク構築に向けた活動
- (5) 大阪府教育庁が主催する連絡会・研修会等への参加
- (6) その他、勤務先の校長・准校長及び大阪府教育庁が必要と認めるもの

3 募集予定者数

30 名程度(今後、変更する場合があります。)

4 応募の手続

持参での受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

あて先	〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目 大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ
受付期間	令和 6 年 12 月 2 日(月)から令和 7 年 1 月 6 日(月)まで(必着)
申込方法	必ず「簡易書留」で、 長形 3 号封筒(12cm×23.5cm) の表側に「 S S W 選考申込 」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
提出書類	① 令和 7 年度大阪府立学校スクールソーシャルワーカー応募用紙 1 部 ② 事前課題(別紙 1) 1 部 ③ 返信用封筒 2 通 (受験日時決定通知送付及び合否決定通知送付のため) (長形 3 号封筒(12cm×23.5cm)に 110 円切手を貼り、郵便番号、住所(マンション名、〇〇方等詳しく記入)、名前を明記したもの) ④ 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証(両方の資格を取得している方は両方の登録証)の写し 1 部を同封してください。 ※令和 7 年 3 月末までに取得見込みの方は、取得後速やかに登録証の写しを提出してください。

5 選考日時・場所等

(1) 日時・会場

令和7年1月25日(土)、26日(日)のうち1日

大阪府教育センター

〒558-0011 大阪市住吉区茱田4丁目13-23

(集合日時は、返信用封筒に記載されている住所に郵送にて別途通知します。)

(2) 選考方法

事前課題、個人面接(15分程度)

(3) 選考基準(主な評価の観点)

- ① 児童生徒等の権利擁護の観点に立ち、児童生徒等、保護者の相談に積極的に応じることができるか。
- ② ソーシャルワークの視点を取り入れたケース会議のコーディネートができるか。
- ③ ソーシャルワークの視点から学校と連携を図る関係機関とのネットワーク構築のための方法を示すことができるか。

6 選考結果の通知

令和7年2月13日(木)に、受験者全員に対し結果通知書を発送します。また、同日午後5時以降に大阪府教育庁教育振興室高等学校課ホームページにおいて、合格者の受験番号を発表します。なお、電話での可否に関するお問い合わせにはお答えできません。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seitosidou-shinnroshidou-jinnkenn/seitosidou/ssw.html>

※ インターネット検索の場合は、「大阪府 生徒指導グループ」と入力してください。

7 採用までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

- (2) 令和7年4月1日付けの採用者には、令和7年2月下旬にその旨通知します。

※ 採用候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

8 身分・職務等

(1) 職名・職種

大阪府立学校スクールソーシャルワーカー(パートタイムの会計年度任用職員)

(2) 任期

採用された日から令和8年3月31日まで。

(3) 勤務場所・勤務時間等

大阪府教育庁より指定された大阪府立学校(全日制・定時制・通信制の高等学校、支援学校及び中学校)で勤務し、1日あたり6時間で週あたり1～4日、35週程度を予定しています。

(複数校を担当することもあります。1校あたりの勤務回数は年間15～35日程度を予定。)

なお、事情により、変更する場合があります。

勤務時間帯については、勤務先の校長・准校長との協議により決定します。

(4) 報酬等

1時間につき3,700円(交通費別途支給)

なお、報酬等は、変更される場合があります。

期末手当・勤勉手当の支給対象(※)となります。

※当該年度における任期が6月以上、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。

(5) 研修

大阪府教育庁は、採用者に対し、勤務の一環として年度当初に連絡会議を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。

(6) 懲戒・分限

地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。

(7) その他

人事評価の対象となります。

1年間の雇用期間で週当たりの労働時間が29時間以上の方は、労働安全衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を行います。

9 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却しません。
- (3) 選考会場への問い合わせは厳禁とします。

参考

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

附則（平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

《問合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ

電話番号 06-6941-0351（内線3433）

【大阪府教育センターへのアクセス】

〒558-0011 大阪府大阪市住吉区苅田4丁目 13-23

交通機関

OsakaMetro 御堂筋線「あびこ」駅下車①番出口、東北東へ約 700m

JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約 1,400m

近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約 1,700m

※会場には、電車などの交通機関を利用してご来場ください。

